



火災予防ニュース

第25号 令和3年12月9日 苫小牧市消防本部予防室発行

歳末火災予防運動が始まります！

今月10日（金）から19日（日）までの10日間、歳末火災予防運動を実施します。歳末期においては、家庭での火気使用の増加や集客施設の混雑など、火災による人命危険の増大が見込まれます。火災を発生させないように注意することはもちろん、万が一出火してしまったときのために、被害を最小限に抑えるために日頃から行動をすることも大切です。この機会に、防火防災に関する意識を高めましょう！

※歳末火災予防運動に関する詳細は、実施要領を添付しています。

☆☆☆火災を未然に防止するために☆☆☆



**ストーブを
使う時には
火災に注意**

〈火気設備〉

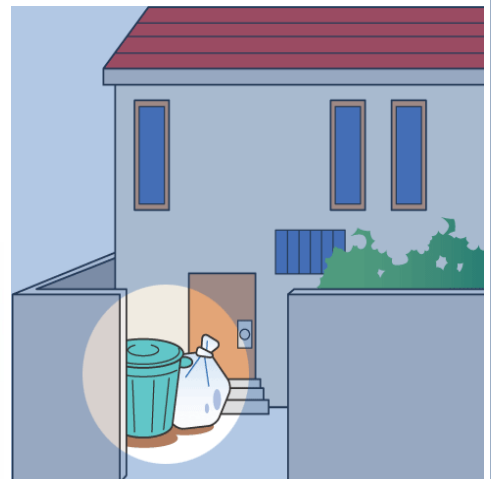
冬期間は暖房機器の使用など火気を扱うことが増えます。火災の主な原因としては、消し忘れや可燃物への着火が挙げられます。

- ・ストーブの上部などに洗濯物をかけない。
→ストーブに落下する等、気付かないうちに接触してしまうかもしれません。
- ・布団や雑誌等の可燃物をストーブの近くに置かない。
→ふとしたはずみでストーブと接触し出火してしまうかもしれません。

〈放火〉

放火及び放火の疑いによる出火件数はおおむね減少傾向にあります。しかし、出火原因別の割合としてみいくと、まだまだ高い割合を占めています。

- ・建物の周りに燃えやすいものを置かない。
 - ・ごみは収集日の朝、決められた場所に出す。
 - ・外灯などをつけ、家の周りを明るくする。
 - ・物置や倉庫には、施錠をする。
 - ・郵便受けの新聞等は早めに取り込む。
- ⇒放火犯に隙を見せないことが大切です。



☆☆☆被害を最小限にするために☆☆☆

〈避難路の確保〉

万が一出火した場合、天井に火が燃え移ってしまったら速やかに避難する必要があります。避難の妨げとならないように以下の点に注意しましょう

- ・ 出入口の除雪を行う。
- ・ 避難路上には、みだりに物品等を置かない。



〈住宅用火災警報器の設置及び維持管理〉

住宅用火災警報器は、火災を早期に覚知することができ、逃げ遅れを防ぐために大変有効なものです。

- ・ 御自宅に住宅用火災警報器は設置していますか？
→ 寝室及び寝室が2階以上にある場合は階段にも設置が必要です。
- ・ 定期的に点検は行っていますか？
→ 点検紐を引っ張る又は点検ボタンを押すことにより簡単に点検を実施することができます。正常であれば「火事です、火事です」や「正常です」と機器が応答します。
- ・ 設置後10年を経過した住警器はありませんか？
→ 苫小牧市では住宅用火災警報器の設置の完全義務化から今年で10年が経過します。また、住宅用火災警報器使用期限も設置から10年が目安です。古くなると電子部品の寿命等により火災を感知しなくなることがあります。



一酸化炭素中毒事故に御注意



近年、食品工場及び業務用厨房施設等において都市ガス及び液化石油ガスの消費設備による一酸化炭素（CO）中毒事故が発生しています。これらの事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、消費設備が不完全燃焼事故を起こし、COが発生したものです。CO中毒事故を防止するため、換気、点検、手入れを行うことが必要です。また、COは無色・無臭で発生に気が付かずに中毒になる場合がほとんどです。このような事態を防ぐためには業務用換気警報器の設置をすることが有効であるため、設置をお勧めします。

全国統一防火標語

「おうち時間 家族で点検 火の始末」

安心安全な苫小牧を作りましょう！！

